

3. 家庭の状況に合う支援を受けたい

(4) 生活保護

病気や失業、老齢などの理由で、生活費や医療費などに困る場合があります。家族の収入が国の定める基準以下のとき、足りないところを補う制度です。あらゆる手段を尽くしても、それでも生活のメドが立たないときに、初めて適用されます。保護の申請の種類には、日常生活に必要な費用については生活扶助、医療については医療扶助、介護サービスについては介護扶助などがあります。



覚えておくこと

- ・決定までに14日～30日かかります。
- ・決定したら、必要なすべての書類を揃えて、提出した日にさかのぼって支援を受けられます。それ以前の時期は適用外ですので、申請を希望する場合は、早めに相談に行くことをおすすめします。

📞 問い合わせ先 **各市の福祉相談窓口** ➡ P94  
**各町村管轄の福祉事務所** ➡ P97

(5) 生活福祉資金貸付制度

収入が少ない世帯に、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となったときに、生活福祉資金を貸し付ける制度です。用途別に、貸付資金枠や限度額が設けられており、条件があります。貸付利率は資金の種類によって無利子、または年1.5～3%です。詳細については下記へお問い合わせください。

👤 対象となる人

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯で、他からの融資が困難な世帯

📞 問い合わせ先 **お住まいの地区の民生委員か、沖縄県社会福祉協議会**  
<http://www.okishakyo.or.jp> ➡ P95

4. 離島に住む人向けの制度を知りたい

4. 離島に住む人向けの制度を知りたい

(1) がん治療の渡航費助成

本島や県外での治療が必要ながん患者さんに対し、航空運賃の一部を助成する制度です。対象者は、離島に住所がある方で、以下の通りです。



- ①「特定疾患」「小児慢性特定疾患」の受給者証を持っている方
- ②悪性新生物疾患（がん）に罹患している方で、主治医が「居住地以外の医療機関での通院治療が必要」と認めた方
- ③上記①のうち、低年齢および介護が必要で、ひとりでの通院が難しい方に付き添いで同行する方（患者の2親等以内の親族に限る）

📞 問い合わせ先 **各市町村役場窓口** ➡ P94

(2) 離島・へき地のがん患者等の宿泊支援

離島・へき地に居住するがん患者さんが、地域では受診できない放射線治療のため、放射線治療が可能な本島中南部の7病院で治療を受ける場合、治療に必要な宿泊費の割引を行います。 (2017年2月現在)

👤 対象となる人

本島中南部の放射線治療が可能な7病院で外来の放射線治療を受けている離島・へき地のがん患者さんと必要な付添人（1人）

【対象居住地】本島と橋が架かっていない離島および本島の名護市以北  
 【対象宿泊施設】沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合に加盟し、指定された宿泊施設。具体的な宿泊施設は、下記までお問い合わせください。

📞 問い合わせ先 **沖縄県保健医療部健康長寿課** ☎️ 098-866-2209  
**放射線治療を行っている本島内の7病院** ➡ P27